

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 允誉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田一丁目9番14号
【電話番号】	(03) 5298 - 3391（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理本部長兼経理部長兼管理部長 麻田 祐司 （同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記の場所で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	(06) 6440 - 8711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理本部長兼経理部長兼管理部長 麻田 祐司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	178,000	185,205	820,030
経常利益又は経常損失() (百万円)	839	171	19,612
四半期純損失()又は当期純利益(百万円)	2,470	3,153	9,323
純資産額(百万円)	133,539	136,663	141,642
総資産額(百万円)	401,677	406,544	403,180
1株当たり純資産額(円)	1,127.25	1,192.80	1,237.96
1株当たり四半期純損失金額()又は当期純利益金額(円)	23.40	30.56	89.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	80.43
自己資本比率(%)	29.6	30.3	31.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,083	8,060	35,576
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,846	2,434	23,010
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,656	7,194	11,713
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	15,738	14,563	17,864
従業員数(人)	10,903	10,620	10,640

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第9期第1四半期連結累計(会計)期間及び第10期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当企業グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	10,620 [6,479]
---------	-------------------

(注) 1. 従業員数は、当企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当企業グループへの出向者を含む就業人員であります。

2. 従業員数の[]内は臨時従業員数であり、第1四半期連結会計期間の平均期間就業人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	362 [24]
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2. 従業員数の[]内は臨時従業員数であり、第1四半期連結会計期間の平均期間就業人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当企業グループの事業は、家庭電化商品の販売及びホームセンター事業等でありますが、ホームセンター事業等の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の販売実績の記載は行っておりません。参考情報として商品分類別売上高を記載しております。

商品分類別売上高

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		前年同四半期比(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	
テレビ	33,915	18.3	117.6
ビデオ	15,244	8.2	103.5
オーディオ	2,911	1.6	116.6
デジタルオーディオ	3,644	2.0	100.1
エアコン	14,245	7.7	94.7
暖房機器	82	0.0	78.4
冷蔵庫	10,299	5.6	91.2
洗濯機・クリーナー	10,729	5.8	101.2
レンジ	2,733	1.5	99.2
調理家電	6,030	3.3	105.4
理美容・健康家電	6,607	3.5	104.1
照明器具	1,638	0.9	101.9
パソコン・周辺機器	24,853	13.4	100.1
その他情報家電	16,965	9.2	100.6
音響ソフト・楽器	1,366	0.7	50.5
その他	33,937	18.3	111.6
合計	185,205	100.0	104.1

(注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2.前第1四半期連結会計期間においては、携帯電話の契約による手数料収入を「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間においては「その他情報家電」に含めて表示することといたしました。なお、前第1四半期連結会計期間につきましては、比較の整合性をとるために、前第1四半期連結会計期間分を変更後の集計方法で集計しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、経営効率の向上、収益力の強化及び企業価値の向上を目指すために当社子会社の㈱エディオンWEST及び㈱エディオンEASTを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。合併の概要は、次のとおりであります。

合併の日程

合併決議取締役会 平成22年5月14日

合併契約締結 平成22年5月14日

合併承認株主総会 平成22年6月29日

合併期日 平成22年10月1日（予定）

合併方式

当社を合併会社とする吸収合併方式とします。

合併に係る割当の内容

完全子会社との合併になるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

被合併会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

引継資産・負債の状況

本合併の効力発生日において、当社は㈱エディオンWEST及び㈱エディオンEASTの資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぎます。

吸収合併存続会社となる会社の商号・資本金・事業の内容

商号 ㈱エディオン

資本金 10,174百万円

事業内容 家庭電化商品等の販売

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当企業グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融不安の影響から一進一退の状況が続いており、個人消費についても依然として厳しい状況が続いております。

当家電小売業界におきましては、政府の経済対策の一つである家電エコポイント制度が2010年12月末まで延長された追い風もあり、地上デジタル放送対応テレビへの切替需要やサッカーワールドカップの開催により、薄型テレビやブルーレイレコーダなどの需要が盛り上がりました。また、「Office2010」が発売されたことによるパソコン及びスマートフォン需要の拡大により携帯電話などは好調に推移いたしました。業界全体といたしましては、個人消費が低迷する中で、競合各社との激しい競争が続いており、厳しい市場環境の中で推移いたしました。

こうした中で当企業グループにおきましては、前連結会計年度に引き続き、家電エコポイント制度にあわせた政策や価格競争力の高い商品の投下による売上拡大に取り組んでまいりました。また、前連結会計年度より本格的に取り組みを開始したりフォーム事業につきましては、展開店舗の拡大や自社研修施設での社員研修による人材育成を進め、事業規模拡大に向けた体制整備に取り組んでまいりました。加えて、近畿エリアに展開する「ミドリ」のストアロゴを、創業51周年を機に一新し、新ストアロゴに関連した販促を強化いたしました。これらの施策により展開エリアにおけるシェアの拡大に取り組んでまいりました。

当第1四半期連結会計期間の店舗展開は、家電直営店につきましては、「デオデオ八幡黒崎店」「エイデンエルシティ刈谷店」「ミドリ堺石津店」など4店舗を新設し、「エイデン高山店」など2店舗を移転増床するなど、エリアにおけるシェア拡大を図りました。また、携帯ショップなどの非家電直営店につきましては、5店舗を閉鎖いたしました。フランチャイズ店舗につきましては8店舗純増いたしました。これにより、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は、F C店舗691店舗を含めて1,108店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,852億5百万円（前年同四半期比4.1%増）、営業損失は13億79百万円、経常利益は1億71百万円、四半期純損失は資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を特別損失に22億52百万円計上したこと等により、31億53百万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ33億1百万円減少し、145億63百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、80億60百万円（前第1四半期連結会計期間に使用した資金は20億83百万円）となりました。これは減価償却費が35億93百万円、売上債権の減少による資金の増加が22億73百万円、たな卸資産の増加による資金の減少が144億24百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、24億34百万円（前第1四半期連結会計期間に使用した資金は68億46百万円）となりました。これは有形固定資産の取得による支出が46億66百万円、投資有価証券の売却による収入が10億69百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は71億94百万円（前第1四半期連結会計期間に増加した資金は76億56百万円）となりました。これは短期借入金の純増加が118億6百万円、長期借入金の返済による支出が32億8百万円あったこと等によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループ及び関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めてまいります。

まず、エリア内の各商圈においてドミナント体制をとり、販促効率・物流効率の向上、消費者の認知度の向上などによりマーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、家電以外の商品の積極的な展開を進めており、高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

また、統合効果の創出に積極的に取組んでおり、グループ各社で様々なノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。本対応策の概要は以下のとおりであります。

(1) 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

当社は、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただきます。

(2) 独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者等の中から選任します。

(3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。

4. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員としての地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止又はその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の店舗新設及び移転増床について完了したものは、次のとおりであります。

店舗新設

(株)エディオンWEST デオデオ八幡黒崎店(北九州市八幡西区) 平成22年4月

(株)エディオンWEST ミドリ堺石津店(堺市堺区) 平成22年4月

(株)エディオンEAST エイデンエルシティ刈谷店(愛知県刈谷市) 平成22年4月

(株)エディオンWEST ミドリ東近江店(滋賀県東近江市) 平成22年6月

移転増床

(株)エディオンEAST エイデン高山店(岐阜県高山市) 平成22年4月

(株)サンキュー 100満ボルト小浜本店(福井県小浜市) 平成22年5月

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,665,636	105,665,636	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
計	105,665,636	105,665,636	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成20年4月23日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,086,474
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,353円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整される。

2. 2008年5月23日から2013年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。但し、本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年4月26日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

会社法に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。
平成21年6月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	15,610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,561,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	597 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年8月7日 至平成26年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	<p>権利を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会決議及び平成21年8月5日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注)1. 割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、目的となる株式の数を調整するものとし、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
2. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。
- 行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
- ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とする。
- なお、割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

3. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30 日	-	105,665,636	-	10,174	-	62,371

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間末において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJ投信株式会社から平成22年4月5日付で提出された大量保有報告書により平成22年3月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式1,692,302	1.60
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式2,671,300	2.53
三菱UFJ証券ホールディング ス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	株式 190,172	0.18
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 731,200	0.69

(7)【議決権の状況】

当第1四半期連結会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,793,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,741,500	1,037,415	同上
単元未満株式	普通株式 130,536	-	-
発行済株式総数	105,665,636	-	-
総株主の議決権	-	1,037,415	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	1,793,600	-	1,793,600	1.70
計	-	1,793,600	-	1,793,600	1.70

(注)上記のほか、連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が740,200株あります。これは、平成22年2月16日付で実施した三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口、以下「信託口」という。)への自己株式の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	978	973	815
最低(円)	905	757	667

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの間における役員の新任及び退任はありません。

なお、役職の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	エディオンWEST 営業本部長 兼 近畿 営業部長	取締役	エディオンWEST T営業本部長	松田 浩二	平成22年7月15日
取締役	経営企画室長 兼 I R・広報部長	取締役	経営企画室長	山崎 徳雄	平成22年7月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,102	21,204
受取手形及び売掛金	36,602	38,876
商品及び製品	97,244	82,827
その他	19,647	23,290
貸倒引当金	139	132
流動資産合計	169,457	166,065
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	78,694	75,248
工具、器具及び備品(純額)	6,363	6,315
土地	77,409	77,614
リース資産(純額)	2,339	1,890
その他(純額)	2,695	2,993
有形固定資産合計	167,501	164,062
無形固定資産		
のれん	667	766
その他	17,845	18,460
無形固定資産合計	18,512	19,227
投資その他の資産		
敷金及び保証金	33,051	33,518
その他	18,884	21,181
貸倒引当金	882	896
投資その他の資産合計	51,053	53,803
固定資産合計	237,067	237,092
繰延資産	18	21
資産合計	406,544	403,180

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	59,415	48,215
短期借入金	51,202	39,395
1年内返済予定の長期借入金	18,461	19,243
リース債務	139	138
未払法人税等	486	4,565
賞与引当金	5,325	5,320
ポイント引当金	9,031	8,739
その他	25,442	37,242
流動負債合計	169,504	162,860
固定負債		
社債	500	500
転換社債型新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	50,381	52,807
リース債務	1,138	1,174
再評価に係る繰延税金負債	2,614	2,614
退職給付引当金	9,841	9,747
商品保証引当金	2,495	2,323
負ののれん	5,078	5,560
資産除去債務	4,635	-
その他	8,692	8,949
固定負債合計	100,376	98,676
負債合計	269,881	261,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,174	10,174
資本剰余金	82,378	82,367
利益剰余金	46,538	50,723
自己株式	1,772	1,873
株主資本合計	137,318	141,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	159	261
土地再評価差額金	13,980	13,980
評価・換算差額等合計	14,139	13,718
新株予約権	116	84
少数株主持分	13,367	13,884
純資産合計	136,663	141,642
負債純資産合計	406,544	403,180

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	178,000	185,205
売上原価	136,337	140,390
売上総利益	41,663	44,814
販売費及び一般管理費	45,090	46,194
営業損失()	3,427	1,379
営業外収益		
受取利息及び配当金	139	121
仕入割引	1,749	1,299
負ののれん償却額	-	481
その他	1,143	331
営業外収益合計	3,032	2,235
営業外費用		
支払利息	327	306
持分法による投資損失	68	44
デリバティブ評価損	-	280
その他	47	52
営業外費用合計	444	684
経常利益又は経常損失()	839	171
特別利益		
投資有価証券売却益	51	385
貸倒引当金戻入額	-	5
固定資産売却益	34	1
賃貸借契約解約益	36	-
その他	3	21
特別利益合計	126	414
特別損失		
固定資産売却損	76	-
固定資産除却損	126	53
減損損失	69	-
賃貸借契約解約損	71	7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,252
その他	113	4
特別損失合計	456	2,316
税金等調整前四半期純損失()	1,170	1,731
法人税、住民税及び事業税	599	444
法人税等調整額	442	1,107
法人税等合計	1,042	1,551
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	3,282
少数株主利益又は少数株主損失()	257	129
四半期純損失()	2,470	3,153

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,170	1,731
減価償却費	2,842	3,593
減損損失	69	-
のれん償却額及び負ののれん償却額	198	381
貸倒引当金の増減額(は減少)	23	7
賞与引当金の増減額(は減少)	58	4
受取利息及び受取配当金	139	121
支払利息	327	306
持分法による投資損益(は益)	68	44
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,252
売上債権の増減額(は増加)	5,720	2,273
たな卸資産の増減額(は増加)	9,600	14,424
仕入債務の増減額(は減少)	10,179	11,200
その他	4,297	7,224
小計	920	4,216
利息及び配当金の受取額	65	51
利息の支払額	290	214
法人税等の支払額	2,778	3,681
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,083	8,060
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,720	4,666
有形固定資産の売却による収入	233	205
無形固定資産の取得による支出	2,457	779
投資有価証券の売却による収入	880	1,069
その他	1,782	1,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,846	2,434
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	14,644	11,806
長期借入金の返済による支出	6,348	3,208
配当金の支払額	473	961
少数株主への配当金の支払額	-	375
その他	165	67
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,656	7,194
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,273	3,301
現金及び現金同等物の期首残高	17,011	17,864
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,738	14,563

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(2)資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失は70百万円増加し、経常利益は70百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は23億22百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は45億2百万円であります。</p>
<p>2. 表示方法の変更</p>	<p>(四半期連結貸借対照表)</p> <p>(1)前第1四半期連結会計期間において、流動資産の「有価証券」(当第1四半期連結会計期間末の残高は6百万円)として区分掲記されていたものは、資産の総額の100分の1以下となったため、当第1四半期連結会計期間から流動資産の「その他」に含めて掲記しております。</p> <p>(2)前第1四半期連結会計期間において、流動資産の「原材料及び貯蔵品」(当第1四半期連結会計期間末の残高は293百万円)として区分掲記されていたものは、資産の総額の100分の1以下であるため、当第1四半期連結会計期間から流動資産の「その他」に含めて掲記しております。</p> <p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>(1)「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p> <p>(2)前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は481百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定について、前連結会計年度より著しい変化がないと判断したため、貸倒実績率は前連結会計年度に算定した実績率を使用し、当四半期の一般債権の貸倒見積高を算出しております。
2. 棚卸資産の評価方法	実地棚卸は行わず、帳簿残高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切り下げを行っております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定し、合理的な方法により算定しております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により判断しております。なお、前連結会計年度以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は、一時差異の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によりしております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は101,486百万円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は97,715百万円です。
2 保証債務	2 保証債務
金融機関からの借入	金融機関からの借入
(株)ふれあいチャンネル 1,223百万円	(株)ふれあいチャンネル 1,489百万円
(株)マルニ木工 100 "	(株)マルニ木工 125 "
その他	その他
従業員 4百万円	従業員 5百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1)販売費	(1)販売費
広告及び販売促進費 4,595百万円	広告及び販売促進費 4,805百万円
(2)一般管理費	(2)一般管理費
貸倒引当金繰入額 23百万円	ポイント引当金繰入額 2,257百万円
ポイント引当金繰入額 2,008 "	商品保証引当金繰入額 182 "
商品保証引当金繰入額 215 "	給与手当及び賞与 13,986 "
給与手当及び賞与 13,715 "	賞与引当金繰入額 2,442 "
賞与引当金繰入額 2,342 "	退職給付費用 532 "
退職給付費用 532 "	営業用賃借料 6,132 "
役員退職慰労引当金繰入額 14 "	
営業用賃借料 5,951 "	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 17,578百万円	現金及び預金勘定 16,102百万円
有価証券勘定に含まれるMMF等 0 "	流動資産「その他」勘定に含まれるMMF等 0 "
計 17,578百万円	計 16,103百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 1,840 "	預入期間が3か月を超える定期預金 1,540 "
現金及び現金同等物 15,738百万円	現金及び現金同等物 14,563百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 105,665千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,397千株

(注)自己株式数については、当第1四半期連結会計期間末に従業員持株E S O P信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式603千株を含めて記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 116百万円
権利行使期間の初日は到来していません。

4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,031	10	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金7百万円を含めておりません。これは従業員持株E S O P信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

5. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
当企業グループは、家庭電化商品の専門量販店集団であり、全セグメントの売上高の合計額、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「家庭電化商品及び関連商品の販売並びに家庭電化商品の工事修理」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当企業グループの報告セグメントは、家庭電化商品の販売及びホームセンター事業等ではありますが、ホームセンター事業等の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融資産及び金融負債について、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当企業グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要でないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものではなく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 31百万円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 1,192.80 円	1 株当たり純資産額 1,237.96 円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 23.40 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株あたり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 30.56 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株あたり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
四半期純損失 (百万円)	2,470	3,153
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	2,470	3,153
期中平均株式数 (千株)	105,595	103,197
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 「期中平均株式数」並びに「1 株当たり純資産額」の算定に用いられた期末の普通株式数は、従業員持株 E S O P 信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を適用しておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。